

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

## 「リリーフ通信・記帳の教室」

### 「水道光熱費」について

皆様こんにちは。今回は「水道光熱費」として経費処理されるものについて確認していきたいと思います。

「水道光熱費」として処理されるものとしては、事業に関係する水道、電気、ガス代等が「水道光熱費」として経費処理されます。

セブテムメンバーズの皆様の中にはサロン等を営んでいる方がいると思いますが、サロン等での電気代等は、すべて事業に関係するものとして経費で処理されます。

また、サロン等を営んでいない場合でも、ご自宅でお手入れ会、打ち合わせ等をされる場合には、電気代等の一部分を経費として処理することが出来ます。ご自宅の電気代等は、主に生活の費用として支払っているため、事業関連割合を計算して、その割合の金額を算出して経費として処理します。

#### 【具体例】

「ご自宅でお手入れ会を行っている。一月のご自宅でのお手入れ会の回数は10日。お手入れ会で使用する部屋の大きさはご自宅の面積の40%。一年間の電気代等200,000円」

#### ・事業関連割合の計算

$10 \text{日 (お手入れ会の回数)} \div 30 \text{日} \times 40\% \text{ (使用している部屋の面積割合)} = \text{約} 13\% \text{ (事業関連割合)}$

#### ・経費部分の計算

$200,000 \text{円} \times 13\% = 26,000 \text{円}$

上記の計算により算出した26,000円が「水道光熱費」として経費で処理される金額になります。他の経費に比べると金額は少ないかもしれませんが、少しでも節税するために覚えておきたいですね!

不明点等がありましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフは“いつまでも賢い人生を送る”皆様の応援団です♪

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0819 名古屋市北区平安二丁目4番68号 井元ビル2F

TEL : 052-912-2180 FAX : 052-912-2182

mail : simada4f@po.mirai.ne.jp

【相談依頼書】 FAX : 052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】